

○厚生労働省令第八号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第九條第一項、第三項第九号及び第四項第四号、第十條第一項並びに第十二條の規定に基づき、並びに同法を実施するため、厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令を次のように定める。

令和五年一月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（供給確保計画の認定の申請）

第二条 法第九条第一項の規定により供給確保計画の認定を受けようとする者（以下この条及び第四条において「申請者」という。）は、様式第一による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書

二 申請者の最近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

三 当該供給確保計画を実施することにより、特定重要物資等の安定供給確保が持続的に達成されるための適切な設備投資、研究開発、需給がひっ迫した場合（以下「需給ひっ迫時」という。）の対応その他の取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置を講じる見込みがあることを示す書類

四 申請者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を

経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ロ 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 厚生労働大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、供給確保計画が法第九条第四項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 法第九条第三項第九号の主務省令で定める事項は、供給確保計画に記載された取組の実施に際して他の法令（外国の法令を含む。）に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許認可等」という。）を必要とする場合には、当該許認可等を受けていることを証する事項又はその許認可等の申請の状況を明らかにした事項とする。

（取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置）

第三条 法第九条第四項第四号の主務省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 需給ひっ迫時における措置として次に掲げるいずれかの措置

イ 平時（特定重要物資等の需給及び価格が安定し、円滑な取引が実施されているときをいう。以下同

じ。)を上回る特定重要物資等の生産、平時に実施した在庫又は備蓄の全部又は一部の放出その他の需給ひっ迫時に実施する特定重要物資等の供給に資する措置

ロ 特定重要物資等の代替となる物資の使用又は供給その他の需給ひっ迫時に実施する特定重要物資等の依存の低減の実現に資する措置

ハ 平時の取引先以外からの特定重要物資等の調達その他の需給ひっ迫時に実施する特定重要物資等の供給源の多様化に資する措置

ニ イからハまでに掲げるもののほか、需給ひっ迫時に実施する特定重要物資等の安定供給確保に資する措置

二 特定重要物資等の供給能力の維持若しくは強化に資する投資又は依存の低減の実現に資する設備投資、研究開発その他の措置

(供給確保計画の認定)

第四条 厚生労働大臣は、法第九条第一項の規定により供給確保計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めにも照らしてその内容を審査し、当該供給確保計画の認定をするときは、その提出を受

けた日から原則として一月以内に、申請者に様式第二による認定書を交付するものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三による通知書を当該申請者に交付するものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定に係る特定重要物資等について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人に対し、様式第四により、当該認定について、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 認定の日付

二 供給確保計画認定番号

三 認定供給確保事業者の名称

四 認定供給確保計画の概要

(供給確保計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第五条 法第十条第一項の規定により供給確保計画の変更の認定を受けようとする認定供給確保事業者(以下「変更申請者」という。)は、様式第五による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に厚生労働大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 変更前の供給確保計画に従って行われる取組の実施状況を記載した書類

二 第二条第二項各号に掲げる書類

3 厚生労働大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、変更後の供給確保計画が法第十条第三項において準用する法第九条第四項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 厚生労働大臣は、第一項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第十条第三項において準用する法第九条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、変更の認定の申請のあった認定供給確保計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、変更申請者に様式第六による認定書を交付するものとする。

5 厚生労働大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第七による通

知書を変更申請者に交付するものとする。

6 厚生労働大臣は、第四項の変更の認定をしたときは、当該認定に係る特定重要物資等について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人に対し、様式第八により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を通知するものとする。

一 変更の認定の日付

二 変更後の供給確保計画認定番号

三 認定供給確保事業者の名称

四 変更後の認定供給確保計画の概要

(供給確保計画の軽微な変更)

第六条 法第十条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 氏名又は住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更

二 認定供給確保計画の実施期間の六月以内の変更

三 認定供給確保計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの（ただし、助成金の額の変更を除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、認定供給確保計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

2 前項に規定する認定供給確保計画の軽微な変更を行った認定供給確保事業者は、法第十条第二項の規定により、遅滞なく、様式第九によりその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（認定供給確保計画の変更の指示）

第七条 厚生労働大臣は、法第十一条第二項の規定により認定供給確保計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第十による通知書を当該変更の指示を受ける認定供給確保事業者に交付するものとする。

（認定供給確保計画の認定の取消し）

第八条 厚生労働大臣は、法第十一条第一項又は第二項の規定により認定供給確保計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該認定が取り消される認定供給確保事業者に交付するものとする。

2 厚生労働大臣は、認定供給確保計画の認定を取り消したときは、当該認定に係る特定重要物資等について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人に対し、様式第十二により、その認定を取り消した日付、供給確保計画認定番号及び事業者の名称を通知するものとする。

(定期の報告)

第九条 法第十二条の規定により報告をしようとする認定供給確保事業者は、認定供給確保計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第十三による報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(取組の実施の支障時等の報告)

第十条 認定供給確保事業者は、認定供給確保計画に記載された取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、厚生労働大臣にその旨を報告しなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一（第2条第1項関係）

供給確保計画の認定申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1 名称等

申請者の氏名又は名称

\_\_\_\_\_

代表者名（申請者が法人の場合）

\_\_\_\_\_

資本金の額又は出資の総額

\_\_\_\_\_

常時使用する従業員の数

\_\_\_\_\_

法人番号（申請者が法人の場合）

\_\_\_\_\_

日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号

\_\_\_\_\_

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）

（注）申請者が複数の場合は、申請者ごとに欄を追加して記載。

\_\_\_\_\_

2 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目

この供給確保計画が参照する安定供給確保取組方針に係る特定重要物資①

\_\_\_\_\_

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目①-1

\_\_\_\_\_

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目①-2

\_\_\_\_\_

この供給確保計画が参照する安定供給確保取組方針に係る特定重要物資②

\_\_\_\_\_

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目②－1

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目②－2

(注) 3以上の特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする場合は、「特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目②－2」以降に、欄を追加して記載すること。

3 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等の供給の現状

(1) 特定重要物資等ごとの生産、調達及び販売の現状

特定重要物資等の品目名：		
<b>①生産量</b>		
①－1 国内原薬生産量（成分毎）		/月
①－2 国外原薬生産量（成分毎）		/月
①－3 主要な原材料国内生産量（原材料毎）		/月
①－4 主要な原材料国外生産量（原材料毎）		/月
<b>②調達量</b>		
②－1 原薬名 （調達先企業名称、国・地域の名称）		/月
②－2 原薬名 （調達先企業名称、国・地域の名称）		/月
②－3 原材料名 （調達先企業名称、国・地域の名称）		/月
②－4 原材料名 （調達先企業名称、国・地域の名称）		/月
<b>③最終製品販売量</b>		
③－1 国内販売（供給）量		/月
③－2 国外販売（供給）量		/月

(注1) 2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、上表を追加して特定重要物資等ごとに記載すること。

(注2) 取組実施前の前事業年度の実績をもとに記載すること。

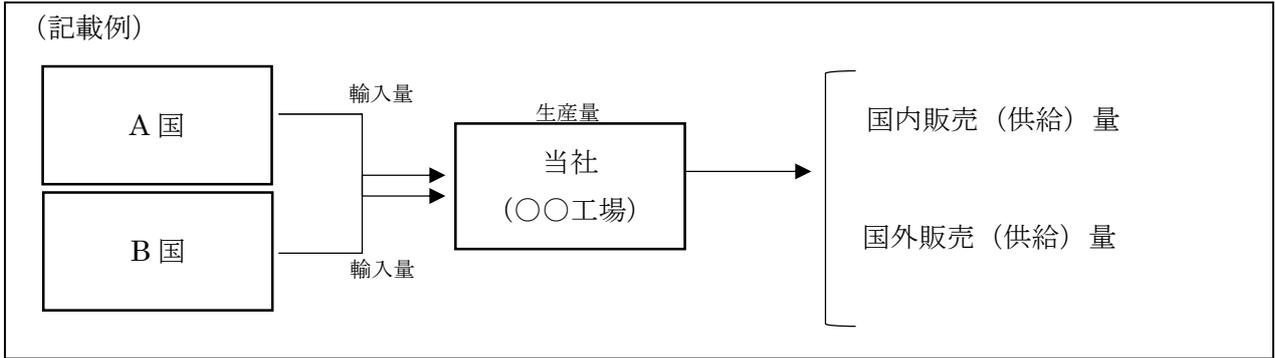
(注3) いずれの項目についても、単位（t等）の記載を行うこと。

(注4) 必要に応じ、行を追加して記載すること。

(注5) 原材料等の供給状況を把握するため、本申請に係る特定重要物資の生産のために基幹的な役割を果たす原材料等と位置づけるものについて記載すること。

(注6) 記載対象は、取引量の多い上位3社（企業の名称及び調達先国・地域）について記載すること。  
なお、3以上の調達先国・地域を記載することは差し支えない。

(2) 上記(1)で記載した供給先・調達先を含め、当該特定重要物資等に係るサプライチェーンの現状について、図などを用いて簡潔に記載すること。



(注1) 申請者が複数の場合は、申請者ごとにそれぞれ(1)及び(2)を記載すること。

(注2) 2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、上表を追加して特定重要物資等ごとに記載すること。

#### 4 取組の内容及び目標

##### (1) 取組の背景

--

(注) 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等のサプライチェーンの現状(特定少数国・地域への依存の程度、代替供給確保の可能性等)、取組を実施しなかった場合の供給途絶リスク等の課題、当該特定重要物資等の今後の市場の見通し及び世界情勢を踏まえ、当該特定重要物資等の安定供給確保を図るために当該取組を実施する必要性について記載すること。

##### (2) 特定重要物資等の安定供給確保に関する目標(見込み)

特定重要物資等の成分名：
(記載例) 〇〇(品目名)の原薬について、国内生産体制を整備することにより、海外からの供給途絶時においても国内へ切れ目なく供給するため、〇〇工場において〇〇(品目名)の生産に必要な新たな設備を導入する。 国産原薬の製造コストは、海外原薬より高額になることが見込まれることから、平時は輸入原薬を活用し、国産原薬の生産量は、国内における年間使用量のうち50%程度とする。また、輸入原薬が供給途絶した有事には、国内における年間使用量の100%を自社で供給するものとする。 以上により、安定供給確保取組方針において定める〇〇(品目名)の国内における安定供給確保を図る。

(注1) 安定供給確保取組方針において定められている基本的な目標及び方向性を踏まえ、安定供給確保のための取組全体を通して達成しようとする、安定供給確保を図るために必要な供給能力等の目標を記載すること。

(注2) 取組の実施により供給確保を図ろうとする品目の取引先及び供給量並びに原材料の調達先・調達量等が変化すると見込まれる場合はその内容及び目標を記載すること。

(注3) 2以上の特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする場合には、上欄を追加してそれぞれの品目ごとに記載すること。

##### (3) 取組の内容及び目標数値

実施予定の取組番号を下表から選択し、実施予定の取組ごとに具体的な取組内容及び事業計画終了年度において達成しようとする目標を具体的に記載すること

取組番号	取組
1.	生産基盤の整備
2.	供給源の多様化
3.	備蓄
4.	生産技術の導入・開発・改良

5.	使用の合理化
6.	代替となる物資の開発
7.	その他

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目名①：			
取組番号	達成目標	具体的な取組内容	取組主体

(注1) 複数の異なる種類の取組を一貫して実施する場合は、取組番号欄に複数の取組番号を記載することとして差し支えない。その際、記載内容がいずれの取組番号に該当するものかわかるように具体的な取り組み内容を記載すること。

(注2) 1つの取組により2以上の品目の安定供給確保を図る場合は、品目ごとに目標数値を記載すること。

(注3) 具体的な計画内容の記載に当たっては、事業開始年度及び事業終了年度並びに取組により直接的に達成が見込まれる定量的な中間目標等を設定している場合はその内容も併せて記載すること。

(注4) 当該取組を実施する上で、これまでの原材料等の調達方法を変更し、新たな調達に関する計画・取組を行う場合は、当該計画・取組を併せて記載すること。

(注5) 当該計画を認定した場合は、当該表の記載内容について安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人に対し通知する。

#### (4) 目標数値設定の根拠

特定重要物資等の品目名①：

(注1) 数値算出の根拠となる計算式やそれに用いた数値の根拠並びに当該物資の市場の見通し及び世界情勢等の背景を踏まえて記載すること。

(注2) 2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上欄を追加してそれぞれの取組ごとに記載すること。

## 5 計画の実施内容

### (1) 計画の概要

1～3行程度で簡潔に記載
--------------

(注) 本申請書により複数の取組を申請する場合には、当該複数の取組をまとめた実施概要を記載すること。

(2) 計画全体のスケジュール

特定重要物資等の品目名①：	
2023 年度	(記載例) ○月 ○○工場での土壌整備開始 ○月 ○月
2024 年度	○月 ○○工場での原材料及び原薬の備蓄設備導入完了 ○月
2025 年度	
2026 年度	○月 ○○を達成【中間目標】
2027 年度	
2028 年度	
2029 年度	
2030 年度	○月 ○○を達成

(注) 2以上の特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする場合は上表を追加して記載すること。

(3) 取組実施時期

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目名①：			
取組の内容	着手 (発注)	設備設置、研究開発等 に要する期間	供給開始 (初出荷)
	年 月	年 月～年 月 (少なくとも○ヶ月間必要)	年 月
	年 月	年 月～年 月 (少なくとも○ヶ月間必要)	年 月
	年 月	年 月～年 月 (少なくとも○ヶ月間必要)	年 月
継続生産期間： 年			

(注1) 取組の内容については、上記4(3)で選択したものを記載すること。

(注2) 着手とは、取組を実施する上で必要な発注、購入、契約等を実施し、取組を開始することをいう。

(注3) 複数の異なる取組を一貫して実施する場合は、行を追加して取組種類ごとに記載すること。また、複数の取組を実施する場合及び2以上の特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする場合は上表を追加して記載すること。

(4) 取組において支援措置の対象とする施設の内容

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目名①：				
取組の内容(注1)				
施設の名称				
施設の所在地(住所)				
敷地面積		m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>
施設の説明				

(現在の施設との相違点や必要性など)	
安定供給確保への効果 (施設整備により達成される供給能力等の具体的な能力向上の想定を記載)	
総従業員数(うち技術者数)(注2)	人(人)

(注1) 取組の内容については、上記4(3)で選択したものを記載すること。

(注2) 取組開始時に予定する従業員の人数を記載すること。

(注3) 土地・建物の所有関係に関する資料、施設の配置図、設計図、設備の配置図を提出すること。

(注4) 複数の施設を整備する場合は、上表を追加し、個別施設ごとに記載すること。

(5) 取組において支援措置の対象とする設備の内容

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目名①:	
取組の内容	
設備の名称	
設備の所在地(住所)	
単価及び数量	単価(円): 数量(単位):
合計金額(円)	
設備の説明	(現在保有している設備等と比較した供給能力や製品スペック、生産性等の相違点)
安定供給確保への効果	(設備導入により達成される供給能力等の具体的な能力向上の想定を記載)

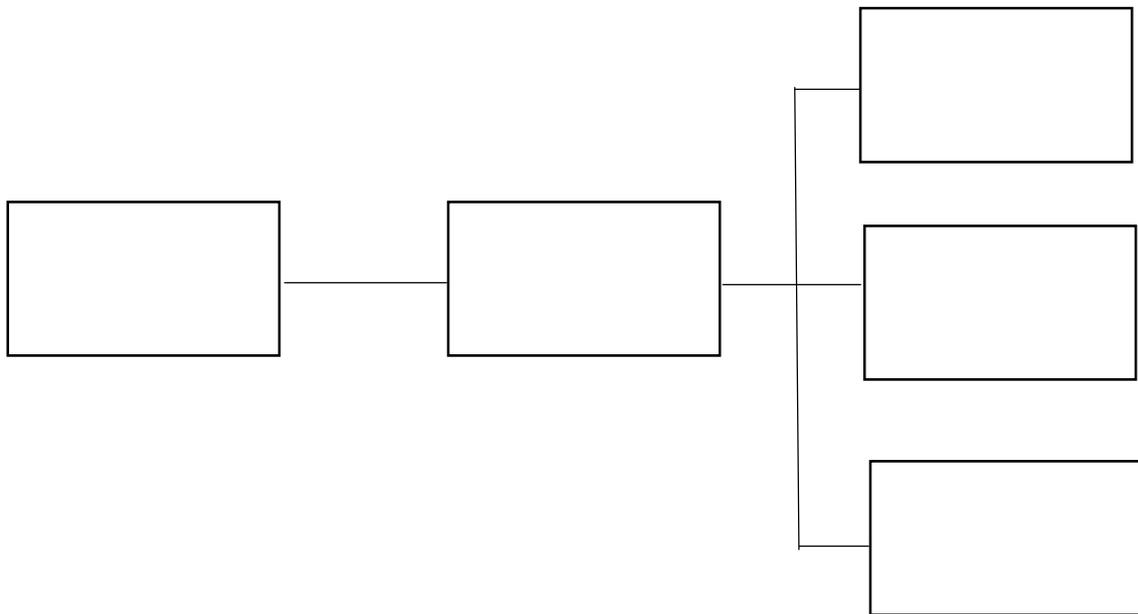
(注1) 取組の内容については、上記4(3)で選択したものを記載すること。

(注2) 複数の設備を導入する場合は、上表を追加し、個別設備ごとに記載すること。

(注3) 設備に関するカタログや仕様書等の設備の概要がわかる資料を添付すること。

## 6 取組の実施体制

(実施体制図 (記載例))



(実施体制に関する状況)

(取組に関する情報を適切に管理するための体制の整備状況)

(注1) 安定供給確保のための取組に関係する主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等を、図などを活用して記載すること。その際、安定供給確保取組方針第3章第5節に関する事項を実施体制に関する状況として記載すること。また、省令※第10条の報告を行う体制についても明記すること。なお、取組の実施に際する社内及び取引先における情報の管理やサイバーセキュリティの確保等の観点から、情報を適切に管理（情報開示に関する社内規定の整備を含む。）するための体制の整備状況について、また、経済活動における人権の尊重の観点から、特定重要物資等のサプライチェーン上の人権問題に関し、対策を実施するための社内体制の整備状況について、それぞれ記載すること。

(注2) 共同申請の場合は、共同事業全体での実施体制図を具体的に記載すること。

※ 厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令（令和五年厚生労働省令第八号）

7 取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施予定の取組の内容 \_\_\_\_\_

(単位：百万円)

調達方法 費用	政府関係金融機関 からの借入れ	民間金融機関等か らの借入れ	助成金	その他	事業費合計	備考
2023年度	(額) (金融機関名)	(額) (金融機関名)	(資金内訳)			
2024年度						
2025年度						
2026年度						
2027年度						
2028年度						
2029年度						
2030年度						
合計額						

(注1) 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳とともに記載すること。

(注2) 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名とともに「備考」に記載すること。

(注3) 8において、株式会社日本政策金融公庫法の特例による支援措置を希望する場合には、想定金融機関名および支援措置により受ける想定支援額を、「備考」欄に記載すること。

(注4) 複数の取組を実施する場合は、「実施予定の取組の内容」欄及び上表を追加して取組ごとに記載すること。

(注5) 計画実施期間内の資金の調達方法について年度ごとに記載すること。

8 期待する支援措置等

(1) 期待する支援措置

支援措置	(希望する場合○)
a. 株式会社日本政策金融公庫法の特例 (ツーステップローン)	
b. 中小企業投資育成株式会社法の特例	
c. 中小企業信用保険法の特例	
d. 安定供給確保支援独立行政法人による助成	
e. 安定供給確保支援独立行政法人による認定供給確保事業者への貸付けを行う金融機関に対する利子補給の支給	

(2) (1) の支援措置の対象とする設備 (上記の支援措置のいずれかを希望する場合のみ記載)

(単位：百万円)

	設備投資 所要資金額	導入する設 備等の種類	数量	単価	希望する措置 金額と方法	設置場所
(導入年度を記載)					○円 (例：(1)のa)	○○工場
(導入年度を記載)						
(導入年度を記載)						
合計額						

9 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項

項目	措置の内容
1. サプライチェーンを含む必要な供給能力確保に関する計画の整備	<input type="checkbox"/> 現在及び計画期間中の市場動向又はその見込みを踏まえた計画である。 (具体的な措置内容) ※自由記載
2. 外国為替及び外国貿易法や国内関係法の適切な遵守	<input type="checkbox"/> 特定重要物資等の安定供給を図る上で遵守すべき国内関係法を遵守する。 (具体的な措置内容) ※自由記載
3. 事業継続計画の策定	<input type="checkbox"/> BCP を策定している。 (具体的な措置内容) ※自由記載
4. 本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたとときの報告体制の構築	<input type="checkbox"/> 計画に記載された取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたととき、その概要及び取組に対する影響等を厚生労働大臣に報告する体制を構築している。 (具体的な措置内容) ※自由記載
5. 経営体制に関する状況 (注3)	(具体的な措置内容) ※自由記載 (記載例) ・コーポレートガバナンスに関する規定を策定し、必要な体制を構築又はそれに準ずる取組を実施している。
6. その他取組方針への適合性に関する事項 (注4)	(具体的な措置内容) ※自由記載 (記載例) ・自社の日本国外の拠点の活用について、有事の際には供給が途絶するなど流通リスクがあることを考慮し、適切な措置を講じている。

(注1) 必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

(注2) 確保措置の内容欄の「」にチェックを入れるか、具体的な措置については必要に応じて記載すること。

(注3) 経営体制に関する状況として、①事業者の立地状況及び当該立地に基づく外国の法的環境等による影響の有無並びにその状況、②コーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況について記載すること。

(注4) 本申請に係る特定重要物資等の安定供給確保取組方針第3章において、人材育成・確保等の要件・配慮事項が課されている場合はそれらの事項についてもれなく記載すること。

1 0 取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置

項目	措置の内容
(1) 需給ひっ迫時の対応	<input type="checkbox"/> 平時を上回る特定重要物資等の生産、平時に実施した在庫又は備蓄の全部又は一部の供給その他の需給がひっ迫した場合に実施する特定重要物資等の供給に資する措置を実施する。  (具体的な措置内容) ※自由記載
(2) 供給能力の維持若しくは強化に資する投資又は依存の低減の実現に資する設備投資、研究開発その他の措置	(具体的な措置内容) ※自由記載 (記載例) ・βラクタム系抗菌薬の製剤過程について、設備の強化等に取り組む。 ・継続的な設備投資又はより効率的な製図工程の実現、コスト縮減のための研究開発を実施する。 ・次世代の人材育成に取り組む。 ・感染症流行など有事の際の需要にも対応可能な供給計画を作成する。

1 1 許認可等の取得又は申請の状況

必要となる許認可等の名称及び根拠法令	取得又は申請の状況
〇〇許可 (●法第●条)	○年○月に取得済 (有効期限: ○年○月) ○年○月に申請 (○月に許可見込み)

(注1) 取組の実施に際して他の法令 (外国の法令を含む。) に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの (以下この号において「許認可等」という。) を必要とする場合には、その許認可等の取得又は申請の状況について記載すること。

(注2) 許認可等を受けていることを証する書面若しくは許認可等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面を提出すること。

1 2 申請を行う事業者の営む業種における競争の状況 (複数の事業者による申請を行う場合)

(注) 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、安定供給確保を図る特定重要物資等を生産する事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項並びに申請を行う複数の事業者が共同して取組を実施することについて合意した具体的な内容について記載すること。

## 添付書類

1-(1)	申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの
1-(2)	申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書
2-(1)	申請者の最近三期間の事業報告の写し
2-(2)	申請者の最近三期間の貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
3	省令*第2条第2項第3号に該当することを証する書類
4	省令*第2条第2項第4号イ、ロ及びハのいずれにも該当しないことを証する書類
5	安定供給確保取組方針第3章に定める認定要件に該当することを証する書類

※ 厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令（令和五年厚生労働省令第八号）

## (備考)

1. 厚生労働大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二（第4条第1項関係）

供給確保計画の認定通知書

番 号  
年 月 日

殿

厚生労働大臣 名

年 月 日付で認定申請のあった供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条第4項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

1. 認定の日付
2. 供給確保計画認定番号
3. 申請者の名称及び代表者の氏名
4. 申請者の住所

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった認定申請書及び添付書類の写しを添付する。

様式第三（第4条第2項関係）

供給確保計画の不認定通知書

番 号  
年 月 日

殿

厚生労働大臣 名

年 月 日付で認定申請のあった供給確保計画について、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（教示）

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第四（第4条第3項関係）

供給確保計画の認定通知書

番 号  
年 月 日

殿

厚生労働大臣 名

年 月 日付で認定申請のあった供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条第4項の規定に基づき認定しましたので、同条第6項の規定に基づき通知します。

記

1. 認定の日付
2. 供給確保計画認定番号
3. 認定供給確保事業者の名称
4. 認定供給確保計画の概要

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

「4. 認定供給確保計画の概要」中、認定供給確保事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを通知の対象として記載していない。

様式第五（第5条第1項関係）

供給確保計画の変更申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づき、下記の変更の認定を受けたいので申請します。

記

1. 供給確保計画認定番号

2. 変更事項

3. 変更事項の内容

変更後	変更前

4. 変更理由

5. 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第六（第5条第4項関係）

供給確保計画の変更認定通知書

番 号  
年 月 日

殿

厚生労働大臣 名

年 月 日付けで変更申請のあった認定供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第10条第3項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

1. 変更の認定の日付
2. 変更後の供給確保計画認定番号
3. 変更申請者の名称又は変更後の代表者の氏名
4. 変更申請者の住所

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった変更申請書及び添付書類の写しを添付する。

様式第七（第5条第5項関係）

認定供給確保計画の変更の不認定通知書

番 号  
年 月 日

殿

厚生労働大臣 名

年 月 日付けで変更申請のあった供給確保計画について、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（教示）

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第八（第5条第6項関係）

供給確保計画の変更の認定通知書

番 号  
年 月 日

殿

厚生労働大臣 名

年 月 日付けで変更の認定の申請のあった供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第10条第3項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき認定しましたので、同法第10条第3項において準用する同法第9条第6項の規定に基づき下記の事項について通知します。

記

1. 変更の認定の日付
2. 変更後の供給確保計画認定番号
3. 認定供給確保事業者の名称
4. 変更後の認定供給確保計画の概要

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

「4. 変更後の認定供給確保計画の概要」中、認定供給確保事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを通知の対象として記載していない。

様式第九（第6条第2項関係）

認定供給確保計画の軽微な変更の届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた認定供給確保計画の軽微な変更について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 供給確保計画認定番号
2. 変更事項
3. 変更事項の内容

変更後	変更前

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第十（第7条関係）

認定供給確保計画の変更指示の通知書

番 号  
年 月 日

殿

厚生労働大臣 名

年 月 日付けで認定をした認定供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更を指示します。

記

1. 供給確保計画認定番号
2. 変更指示の内容
3. 変更指示の理由

（教示）

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十一（第8条第1項関係）

認定供給確保計画の認定取消通知書

番 号  
年 月 日

殿

厚生労働大臣 名

年 月 日付けで認定をした認定供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第11条第1項又は第2項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

1. 供給確保計画認定番号

2. 認定取消しの理由

(教示)

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十二（第8条第2項関係）

認定供給確保計画の認定取消通知書

番 号  
年 月 日

殿

厚生労働大臣 名

年 月 日付けで認定をした認定供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第11条第1項又は第2項の規定に基づき認定を取り消しましたので、同条第3項において準用する同法第9条第6項の規定に基づき下記の事項について通知します。

記

1. 認定を取り消した日付
2. 認定を取り消した供給確保計画認定番号
3. 認定を取り消した事業者の名称

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十三（第9条第1項関係）

認定供給確保計画の実施状況報告書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第12条の規定に基づき、  
年 月 日付けで認定を受けた認定供給確保計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 供給確保計画認定番号 \_\_\_\_\_

2 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等名  
認定供給確保計画が参照する安定供給確保取組方針に係る特定重要物資等 \_\_\_\_\_

3 特定重要物資等ごとの生産、調達及び販売の現状について

特定重要物資等の品目名：		
<b>①生産量</b>		
①-1 国内原薬生産量（成分毎）		/月
①-2 国外原薬生産量（成分毎）		/月
①-3 主要な原材料国内生産量（原材料毎）		/月
①-4 主要な原材料国外生産量（原材料毎）		/月
<b>②調達量</b>		
②-1 原薬名 （調達先企業名称、国・地域の名称）		/月
②-2 原薬名 （調達先企業名称、国・地域の名称）		/月

②-3 原材料名 (調達先企業名称、国・地域の名称)		/月
②-4 原材料名 (調達先企業名称、国・地域の名称)		/月
<b>③最終製品販売量</b>		
③-1 国内販売(供給)量		/月
③-2 国外販売(供給)量		/月

(注1) 2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、上表を追加して特定重要物資等ごとに記載すること。

(注2) 取組実施後の直近の事業年度の実績をもとに記載すること。

(注3) いずれの項目についても、単位(t等)の記載を行うこと。

(注4) 必要に応じ、行を追加して記載すること。

(注5) 原材料等の供給状況を把握するため、特定重要物資等の生産のために基幹的な役割を果たす原材料と位置づけるものについて記載すること。

(注6) 記載対象は、取引量の多い上位3社(企業の名称及び調達先国・地域)について記載すること。なお、3以上の調達先国・地域を記載することは差し支えない。

#### 4 実施した特定重要物資等の供給確保のための取組の実績

取組番号	取組の内容
1	(例) ●●製造設備の能力増強 .....
2	

(注1) 取組の内容については、供給確保計画と実績の比較を含め、報告すること。

(注2) 株式会社日本政策金融公庫法の特例による支援措置を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載すること。

(注3) 3以上の取組を実施する場合は、行を追加して記載すること。

#### 5 目標の達成状況

特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目名①:	
計画時の目標数値	
目標数値の達成状況	

(注) 2以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上表を追加してそれぞれの品目ごとに記載すること。

6 特定重要物資等の安定供給確保のための取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置の実績

--

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。